

代決報告第4号
平成26年2月7日提出

広島市立学校条例の一部改正議案に対する意見の申出について

下記の広島市立学校条例の一部改正議案について、平成26年1月27日教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

記

1 件名

広島市立学校条例の一部を改正する条例

2 改正の理由

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正に伴い、高等学校等及び中等教育学校の後期課程の授業料を徴収することとともに、入園見込者数の減少に鑑み、古市幼稚園等を廃止する等所要の改正をしようとするものである。

3 改正の内容

(1) 高等学校及び中等教育学校の後期課程の授業料を徴収することとし、その月額を次のように定める。

区分		授業料の額
高等学校	全日制の課程	円 9,900
	定時制の課程	2,500
	年間履修単位20単位以上 20単位未満	2,020
	年間履修単位10単位以上 15単位未満	1,010
	年間履修単位10単位未満	530
中等教育学校の後期課程		9,900

- (2) 古市幼稚園及び口田幼稚園を廃止する。
(3) 沼田高等学校に寄宿舎を附置し、当該寄宿舎を使用する者から月額1万5,000円の寄宿舎使用料を徴収することとする。
(4) その他所要の改正を行う。

4 施行期日

平成26年4月1日

《根拠法令》

地方自治法

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用
又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければな
らない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるもの
として政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合に
おいては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収
することを標準として条例を定めなければならない。

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、
公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

第 号議案

平成 26 年 2 月 日 提出

広島市立学校条例の一部改正について

広島市立学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

広島市長 松 井 一 實

広島市立学校条例の一部を改正する条例

広島市立学校条例（昭和 39 年広島市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「。別表」を「。別表第 1」に、「，別表」を「，同表」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（寄宿舎）

第 2 条の 2 広島市立沼田高等学校に、寄宿舎を附置する。

第 3 条第 1 項中「幼稚園」の右に「，高等学校及び中等教育学校の後期課程」を加え、同条第 2 項中「8,800 円」を「とし、その額は、別表第 2 のとおり」に改め、同条第 5 項中「又は転園」を「若しくは転園又は入学、退学若しくは転学」に改める。

第 4 条の 2 第 1 項ただし書中「別表」を「別表第 1」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（寄宿舎使用料）

第 4 条の 3 寄宿舎を使用する者から、その使用する月に応じて寄宿舎使

用料を徴収する。

- 2 寄宿舎使用料は、月額1万5,000円とする。
- 3 第3条第3項本文及び第4項から第6項までの規定は、寄宿舎使用料について準用する。この場合において、同条第5項中「入園、退園若しくは転園又は入学、退学若しくは転学」とあるのは、「入舎又は退舎」と読み替えるものとする。

第5条の見出し中「授業料」を「授業料等」に改め、同条中「休園中」を「留学中若しくは休園中若しくは休学中」に、「延期する」を「猶予する」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 前項に定める場合のほか、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定の申請した者に対しては、その認定又は不認定の決定があるまでの間、授業料の徴収を猶予することができる。
- 3 特別の理由があると認められる者に対しては、寄宿舎使用料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

第7条中「並びに入園料及び入学料」を「、入園料及び入学料並びに寄宿舎使用料」に改める。

別表中「第2条」の右に「、第4条の2」を加え、同表の(1)の表広島市立吉市幼稚園の項及び広島市立口田幼稚園の項を削り、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

区分	授業料の額
幼稚園	円 8,800

高等学校	全日制の課程	9, 900
	定時制の課程	年間履修単位 20 単位以上
		2, 500
		年間履修単位 15 単位以上
		2, 020
		20 単位未満
		年間履修単位 10 単位以上
		1, 010
		15 単位未満
		年間履修単位 10 単位未満
		530
中等教育学校の後期課程		9, 900

附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 90 号附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する者に係る授業料の徴収については、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。）

現 行	改 正
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 (現行に同じ。)</p>
<p>(名称、課程、部及び位置)</p> <p>第2条 幼稚園、小学校及び中学校の名称及び位置、高等学校及び中等教育学校の名称、課程(中等教育学校にあつては、後期課程におけるものをいう。<u>別表</u>において同じ。)及び位置並びに特別支援学校の名称、部及び位置は、<u>別表</u>のとおりとする。</p>	<p>(名称、課程、部及び位置)</p> <p>第2条 幼稚園、小学校及び中学校の名称及び位置、高等学校及び中等教育学校の名称、課程(中等教育学校にあつては、後期課程におけるものをいう。<u>別表第1</u>において同じ。)及び位置並びに特別支援学校の名称、部及び位置は、<u>同表</u>のとおりとする。</p>
<p>(授業料)</p> <p>第3条 幼稚園_____に在籍する者から、その在籍する月に応じて授業料を徴収する。</p> <p>2 授業料は、月額<u>8,800円</u>_____とする。</p> <p>3 授業料は、毎月末日(12月にあつては、翌年の1月4日)までにその月分を徴収する。ただし、その月の全日数を通じて授業を行わない場合は、その月の前月に徴収することができる。</p> <p>4 前項の規定により定められる納付期限が土曜日に該当するときは、同項の規定にかかわらず、この日の翌日を納付期限とみなす。</p> <p>5 月の中途中における入園、退園又は転園_____の場合は、その月の授業料を徴収する。</p> <p>6 授業料は、学年間の全部又はその一部を前納することができる。</p>	<p>(授業料)</p> <p>第3条 幼稚園、高等学校及び中等教育学校の後期課程に在籍する者から、その在籍する月に応じて授業料を徴収する。</p> <p>2 授業料は、月額<u>とし</u>、その額は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>3 (現行に同じ。)</p> <p>4 (現行に同じ。)</p> <p>5 月の中途中における入園、退園若しくは転園又は入学、退学若しくは転学の場合は、その月の授業料を徴収する。</p> <p>6 (現行に同じ。)</p>
<p>(聴講料)</p> <p>第3条の2 高等学校の定時制の課程の特定の科目を聴講する者から、聴講料を、その聴講の許可の際、徴収する。</p> <p>2 聽講料の額は、1単位につき<u>1,500円</u>とする。</p>	<p>(聴講料)</p> <p>第3条の2 (現行に同じ。)</p>
<p>(入学者選抜料)</p> <p>第4条 中学校、高等学校又は中等教育学校への入学者の選抜を受けようとする者から、入学者選抜料を、その出願の際、徴収する。</p>	<p>(入学者選抜料)</p> <p>第4条 (現行に同じ。)</p>

2 入学者選抜料の額は、次のとおりとする。

中学校 2,200円

高等学校

全日制の課程 2,200円

定時制の課程 950円

中等教育学校 2,200円

(入園料及び入学料)

第4条の2 幼稚園に入園する者から入園料を、高等学校又は中等教育学校の後期課程に入学する者（中等教育学校の後期課程に進級する者を含む。）から入学料を、それぞれその入園手続又は入学手続（進級手続を含む。）の際、徴収する。ただし、別表_____に掲げる幼稚園から転入園する場合及び同表に掲げる高等学校又は中等教育学校の後期課程から転入学し、又は編入学する場合は、この限りでない。

2 入園料及び入学料の額は、次のとおりとする。

入園料

幼稚園 5,650円

入学料

高等学校

全日制の課程 5,650円

定時制の課程 2,000円

中等教育学校の後期課程 5,650円

(入園料及び入学料)

第4条の2 幼稚園に入園する者から入園料を、高等学校又は中等教育学校の後期課程に入学する者（中等教育学校の後期課程に進級する者を含む。）から入学料を、それぞれその入園手続又は入学手続（進級手続を含む。）の際、徴収する。ただし、別表第1に掲げる幼稚園から転入園する場合及び同表に掲げる高等学校又は中等教育学校の後期課程から転入学し、又は編入学する場合は、この限りでない。

2 (現行に同じ。)

(授業料の減免及び徴収猶予)

第5条 休園中の者

の者又はやむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者に対しては、授業料を減免し、又はその徴収を延期することができる。

(寄宿舎使用料)

第4条の3 寄宿舎を使用する者から、その使用者の月に応じて寄宿舎使用料を徴収する。

2 寄宿舎使用料は、月額1万5,000円とする。

3 第3条第3項本文及び第4項から第6項までの規定は、寄宿舎使用料について準用する。この場合において、同条第5項中「入園、退園若しくは転園又は入学、退学若しくは転学」とあるのは、「入舎又は退舎」と読み替えるものとする。

(授業料等の減免及び徴収猶予)

第5条 留学中若しくは休園中若しくは休学中の者又はやむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者に対しては、授業料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前項に定めるもののほか、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定の申請をした者に対しては、その認定又は不認定の決定があるまでの間、授業料の徴収を猶予することができる。

3 特別の理由があると認められる者に対して

新旧対照表（広島市立学校条例）

(未納者処分)

第6条 授業料を納入しない者に対しては、出席を停止させることができる。

(授業料等の不還付)

第7条 既納の授業料、聴講料、入学者選抜料並びに入園料及び入学料は、正当な理由があると市長が認めた場合のほかは、還付しない。

(委任規定)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表 (第2条 関係)

(1) 幼稚園

名称	位置
(略)	
広島市立古市幼稚園	広島市安佐南区古市二丁目
(略)	
広島市立口田幼稚園	広島市安佐北区口田南二丁目
(略)	

(2)～(6) (略)

は、寄宿舎使用料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(未納者処分)

第6条 (現行に同じ。)

(授業料等の不還付)

第7条 既納の授業料、聴講料、入学者選抜料、入園料及び入学料並びに寄宿舎使用料は、正当な理由があると市長が認めた場合のほかは、還付しない。

(委任規定)

第8条 (現行に同じ。)

別表第1 (第2条、第4条の2関係)

(1) 幼稚園

名称	位置
(現行に同じ。)	
(削る。)	(削る。)
(現行に同じ。)	
(削る。)	(削る。)
(現行に同じ。)	

(2)～(6) (現行に同じ。)

別表第2 (第3条関係)

区分	授業料の額
幼稚園	円 8,800
高等 学校	全日制の課程 9,900
	定時制 の課程 年間履修単位 20単位以上 2,500
	年間履修単位 15単位以上 2,020
	年間履修単位 20単位未満 1,5単位未満 1,010
	年間履修単位 10単位未満 530
中等教育学校の後期課程	
	9,900